

先般の首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を受け、政府は「**小型無人機に関する関係府省庁連絡会議**」を設置。今後の小型無人機の運用ルール具体化に向けての指針となる「**小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子**」（6月2日：参考1）をとりまとめた。

基本的な考え方

- ✓ 小型無人機の安全な運航を確保するため、具体的な運航方法、機体の安全性及び操縦者の技量等について、政策目的と政策実現手段とのバランス等に配慮しつつ、運用ルールを迅速に検討。
- ✓ 将来の技術開発や事業の発展にも柔軟に対応できる制度設計とし、状況の変化に即した形で適宜見直しを行い、本骨子の具体化を進める。

小型無人機の安全な運航の確保に向けたルール

- ✓ 小型無人機の運航の安全確保のため緊急に導入する運航方法の規制
- ✓ 小型無人機の利用促進と安全確保の両立

関係法令の遵守は当然のこととして、以下につき検討。
(航空機や地上の人等の安全確保のためのルールの例)

- 航空機や地上の人・家屋に危害等を与えるおそれのある場合（空港周辺、人・家屋密集地等）の飛行は、安全確保の体制をとった事業者等に限定。
- 地上の人・物件への危害を予防する方法に従って飛行（日中以外の飛行の禁止等）

(ルールの柔軟性確保)

- 十分な安全対策を前提に、事業者等に許可を与え柔軟な運航を認める。

小型無人機の健全な利活用に向けた環境整備

- ✓ 万が一の事故に備えた保険の加入
- ✓ 小型無人機の上空飛行と土地所有権の関係の整理
- ✓ プライバシーの尊重、犯罪・迷惑行為への対処（重要施設への接近禁止プログラム導入を含む）

- 機体の把握・性能確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した事業等について、関係者との十分な調整の上制度の必要性、具体化を検討
- 民間団体等の自主的な安全確保の取組を推奨
- 公的機関による災害対応等のための小型無人機の活用は、特別な取扱いを検討
- 事故等の安全情報を収集、活用

† 特区制度の活用（参考2）や、高度な電波利用に関する環境整備（本作業班に係る情報通信審議会における検討）にも言及

今後の進め方

小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力要請を実施（6月2日：参考3）

- ✓ 本骨子に基づき、操縦者、関係団体等幅広い関係者に対する周知・調整を経て、可能な部分より順次ルールを具体化。
- ✓ 特に緊急の対応が求められる運航方法の規制については、必要な法案をとりまとめ今国会提出を目指す。
- ✓ 小型無人機の機体自体の把握や安全、操縦者の技量、小型無人機を使用する業務に関するルールは、関係者との十分な調整の上で、法整備を含めとりまとめ。
- ✓ 民間の関係者等がそれぞれの立場で本骨子を十分に理解し、先行的・自発的にルールの構築と遵守に取り組むよう要請。

※ 議員立法（6月12日国会提出：参考4）を踏まえた検討は、政府部内で別途実施。

平成 27 年 6 月 2 日
小型無人機に関する関係府省庁連絡会議

小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子

はじめに

本年 4 月 22 日に首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を踏まえ、政府においては、4 月 24 日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進め、5 月 12 日には「小型無人機に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を取りまとめるなど、一丸となって取組を進めてきている。

小型無人機は、「空の産業革命」ともいわれる新たな可能性を秘めた技術であり、今後、様々な分野で利活用されることで、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待されている。その一方で、多数の国民が集まる場所において小型無人機が落下する事案などが発生したほか、プライバシーへの影響が懸念される状況となっている。我が国の技術力を活かした新たな産業の健全な発展を促し、我が国成長戦略に資するものとしていくとともに、国民の安全・安心を確保する観点から、小型無人機に関してバランスの取れた適切な運用ルールを構築することが求められている。

本骨子は、このような観点も踏まえ、上記「小型無人機に関する当面の取組方針」において記載された「安全・安心な運航の確保等に向けたルール作り」に関して政府が検討を行い、取りまとめたものであり、今後、運用ルールの具体化に向けての指針となるものである。

1. 小型無人機に関する制度整備に向けた基本的考え方

(1) 安全な運航の確保に関する制度設計の基本的考え方

- 小型無人機に関する安全な運航を確保するため、具体的な運航方法、機体の安全性及び操縦者の技量等について、それぞれ、政策目的と政策実現手段とのバランスや優先順位・技術的合理性等に配慮しつつ、運用ルールのあり方について迅速に検討を進める。
- 小型無人機については、今後、技術開発や小型無人機を利用する事業等の発展が大いに見込まれることから、制度設計に当たっては、これらに応じて柔軟に対応できるようなものとするよう検討を進める。
- なお、小型無人機の安全な運航の確保に関する具体的な対策の検討・実施に当たっ

ては、小型無人機を巡る技術革新や利活用の発展スピード等を踏まえ、状況の変化に即した形で適宜見直しを行い、本骨子の具体化を進める。

(2) プライバシーへの配慮等、小型無人機の利用環境整備に関する基本的考え方

● 小型無人機の利活用に当たっては、

①安全な運航の確保

②プライバシーの保護 等

が求められるが、②については、①の取組とは別に、現行制度上の課題を整理し、小型無人機の利用環境を整えるべく対応策を具体化していく。

2. 小型無人機の安全な運航の確保に向けたルール

(1) 小型無人機の安全な運航の確保のために緊急に導入すべきルールについて

● 小型無人機は、その運航方法によっては、空中を飛行する航空機との衝突等の危険性があるほか、小型無人機の落下による地上の人や物への影響も想定される。しかしながら、現在、我が国において小型無人機の運航方法について具体的に定めたルールは存しない。

そこで、関係法令の遵守は当然として、その他に諸外国における規制等についての調査結果も踏まえ、航空機の運航や地上の人や物の安全確保等を図るため、まずは、小型無人機全体についての具体的な運航方法に関する規制を早急に導入すべく、関係者の意見も踏まえて検討を行う。

● 例えば、

① 航空機の飛行への影響や、人又は家屋への危害等のおそれのある場合（例：空港周辺、人・家屋密集地等）における小型無人機の飛行は、安全確保の体制をとった事業者等に限る。

② 地上の人又は物件に対する危害等を予防するために、必要な方法（例：操縦に支障を来さないよう日中以外の飛行を禁止する等）に従って飛行させなければならないが、安全確保の体制をとる等の場合には、より柔軟な飛行を認める。

などの内容が考えられる。

(2) 小型無人機の利用の促進と安全確保との両立に向けた制度設計について

● (1) の対応に続いて、以下に示した制度設計の方向性について関係者と調整を行い、国民の安心・安全の実現、新産業創出や国民生活の質の向上にも資する、小型無人機に関する制度を検討する。

① 小型無人機を使用する事業者等については、十分な安全対策を前提に、より柔

軟に小型無人機を利用できるような環境を整備する。

② より大きな機体は、衝突・落下等の事故の場合に航空機や地上の人や物に対し大きな影響を与えることから、機体の技術基準の策定と適合性の確認や、操縦者の技量の水準の確認等といった、安全確保を図る仕組みを構築する。

③ より大きな機体に対する基準適合性チェックの仕組みによる機体把握について、事故発生時の対応や再発防止にも活用する。

- なお、小型無人機には、様々な大きさ、材質、飛行性能のものがあり、玩具に近いもの等に対して一律に機体の安全性や操縦技量について規制を課すことは、必ずしも適当ではない面がある。このため、より小さい機体等については、上記の制度の検討を待つまでもなく、

① 製造者、民間団体等における整備マニュアル策定や講習会の開催等を通じた、使用者への自主的な安全対策の取組、

② 民間の愛好者団体等による自主的な講習受講等、必要な知識と技量向上等の具体的な取組を促す。また、これらの小型無人機については、民間団体等による購入者・使用者の自主的な把握の強化等の具体的な取組を促す。

(3) 小型無人機を業務や事業で使用する場合の取り扱いについて

- 小型無人機を業務や事業に使用するケースについて実態の把握を進め、上記(1)(2)の検討を進めるに当たり、業務や事業の態様も踏まえて参考にすることとする。
- 農薬散布や森林管理における小型無人機の活用といった、利活用の形態と機器の特性を踏まえたガイドラインの策定等の取組を民間団体等に促す。
- 国、自治体等の公的機関において災害対応、実証実験等のため小型無人機を利活用する場合については、公益の確保の観点から特別に取扱うことも含め検討を行う。

(4) 小型無人機の事故等の把握について

- 小型無人機の事故等のうち特に重大なもの等について、安全情報を収集し、今後の小型無人機の運航ルール等の見直しに活用する仕組みについて検討を進める。

(5) 関係者の役割と対応について

- 小型無人機の製造者、販売者等に対しては、「当面の取組方針」に基づき、今般関係省庁より要請を行うが、今後も、必要に応じてこれらの関係者に対する要請を行う。
- 小型無人機の製造者、販売者及び使用者については、それぞれの立場に応じて、例えば安全な運航ルールの周知徹底等に関し必要な協力が得られるよう、国において十分な調整や環境整備を進める。

3. 小型無人機の健全な利活用に向けた環境の整備

小型無人機の健全な利活用に向けて、2. における小型無人機の安全な運航の確保とは別に、検討すべき課題として、被害発生時の第三者に対する救済、プライバシーの保護、犯罪・迷惑行為への対処等がある。これらの課題については、関係府省庁が相互に連携しつつ、対応策を具体化していく。

(1) 被害発生時の第三者に対する救済

- 事故等による第三者被害に対する賠償を填補するための保険加入を促進する具体的な方法について、その実施主体も含め、民間団体等との調整を進める。
- 小型無人機を使用した事業等について、消費者保護の観点も踏まえた、顧客や第三者とのトラブルの発生への対応については、責任の明確化を図る観点からガイドラインの導入等について検討する。

(2) プライバシーの保護、犯罪・迷惑行為への対処

- 「ICT サービス安心・安全研究会」における検討を踏まえ、小型無人機による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るプライバシー配慮の在り方を整理し、利用者をはじめとする関係者にルールの周知を図る。
- 小型無人機を使用した違法行為があった場合には、刑法始め所要の法律に基づき厳正に対処する。
- 小型無人機の製造者や販売者において、GPS 等を活用しあらかじめ設定された飛行が制限された空域で飛行を停止する等のプログラムを導入するよう、取組を働きかける。

(3) その他の論点

- 小型無人機の事業等における空域利用の効率化・活性化と土地所有権の侵害との調整を図るため、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との法的課題について整理を進める。
- 特区制度を活用した新技術検証を速やかに行うための制度改正等を検討するとともに、高度な電波利用に関する環境整備に関する検討を進める。

4. 今後の進め方

- 政府は、本骨子について関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取する。その意見を

適切に反映させつつ、実施可能な点から段階的かつ早急に取り組を進める。

とりわけ、2.(1)の小型無人機の運航方法の規制については、特に緊急の対応が求められることから、諸外国における規制等についての調査結果も踏まえ、速やかに必要な法案を取りまとめ、今国会にも提出するよう目指す。

- 小型無人機の機体自体の把握や機能の確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した業務等については、関係者との十分な調整を図った上で、制度の在り方について検討を行い、必要に応じて法整備も視野に入れてルールを取りまとめを進める。
- また、民間等の関係者においても、小型無人機の運航の安全の確保、適切な利活用による新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便向上の観点から、本骨子を踏まえた先行的・自発的な取り組を進めるよう期待する。

5. その他

- 現在議員立法として検討中の「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律（案）」が成立した場合には、危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

以上

近未来技術実証特区検討会の設置について

平成27年1月15日
内閣府
地域活性化推進室

1、趣旨

- ・ 「地方創生」を通じた我が国経済の活性化を実現するためには、国内外の新技術呼び込み、これを大胆に実証するフィールドを我が国において十分に確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを一層喚起させることが不可欠である。
- ・ このため、特に、遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行等の「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、これを受け入れる用意のある「志の高いやる気のある地方の自治体」(特に中山間地・離島等)とのマッチングを図る。

2、検討体制

- ・ 本検討会は、平将明副大臣・小泉進次郎政務官(国家戦略特区担当)の私的諮問機関とする。
- ・ 検討会の参加メンバーは、副大臣・政務官に加え、八田達夫座長以下、国家戦略特区ワーキンググループ(WG)のメンバーとする。
- ・ なお、内閣府・内閣官房の他部局(科学技術・イノベーション担当、IT担当)等との密接な連携を図る。

3、検討スケジュール等

- ・ 1月13日 本検討会の設置・公表
- ・ 1月15日 第1回検討会
 - 有識者・事業者からのヒアリング
 - 幅広く、「近未来技術」の募集を開始
- ・ 2月中目途 WGでの事業者等からのヒアリングを通じ、地方創生特区で採用すべき技術実証プロジェクトと制度的制約・大胆な規制改革の決定
- ・ 3月初目途 自治体からのヒアリング等を通じ、上記プロジェクトとのマッチングを検討(中間とりまとめ)

近未来技術実証特区検討会 委員名簿

平 将 明 内閣府副大臣

小 泉 進次郎 内閣府大臣政務官

秋 山 咲 恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

阿曾沼 元 博 混志会がん医療グループ代表

工 藤 和 美 シーラカンズK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授

坂 村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

鈴 木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

八 田 達 夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

原 英 史 株式会社政策工房代表取締役社長

本 間 正 義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

八 代 尚 宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

「近未来技術実証特区におけるプロジェクト」提案募集の結果について

平成 27 年 2 月 27 日
内閣府地方創生推進室

1. 「近未来技術実証プロジェクト」提案募集結果（概要）

- 提案総数：70 件
- 提案主体：144 主体（自治体 33、民間企業等 111）
- 主な提案分野及び提案者については以下のとおり。

主な分野 (提案数/主体)	主な提案者
<u>自動飛行</u> 提案数：33 提案主体：63 (自治体 20、民間等 43)	仙台市（宮城県）、仙北市（秋田県）、福島県、茨城県、つくば市（茨城県）、茂木町（栃木県）、成田市（千葉県）、新潟市（新潟県）、松本市（長野県）、伊那市（長野県）、静岡県、愛知県、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、広島県、高知県、大川村（高知県）、北九州市（福岡県）、人吉市（熊本県）、 NTTコミュニケーションズ(株)、熊本大学、(独)産業技術総合研究所、静岡スカイテック(株)、三菱重工(株)、ヤマハ発動機(株) 等
<u>自動走行</u> 提案数：22 提案主体：46 (自治体 14、民間等 32)	岩見沢市（北海道）、仙台市（宮城県）、茨城県、つくば市（茨城県）、伊那市（長野県）、駒ヶ根市（長野県）、愛知県、豊田市（愛知県）、十津川村（奈良県）、北九州市（福岡県）、長崎県、南島原市（長崎県）、小林市（宮崎県）、久米島町（沖縄県）、 インクリメント・ピー(株)、慶應義塾大学、東北大学、日本電気(株)、富士重工(株) 等
<u>遠隔医療</u> 提案数：21 提案主体：43 (自治体 9、民間等 34)	川根本町（静岡県）、愛知県、豊田市（愛知県）、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、長崎県、人吉市（熊本県）、小林市（宮崎県）、沖縄県、 特定非営利活動法人遠隔医療推進ネットワーク、京都府立医科大学、(一社)新見医師会、三井物産(株) 等
<u>遠隔教育</u> 提案数：4 提案主体：4 (自治体 2、民間等 2)	伊那市（長野県）、小林市（宮崎県) 等

※複数分野が組み合わされた提案、複数主体からの提案が含まれるため、各分野の提案数、提案主体数を足し合わせると提案総数、提案総主体数を超過する。

2. 各分野において、少なくとも特区において実現すべき規制改革事項（例）

（１）自動飛行

- 航空法第 99 条の 2 及び同法施行規則第 209 条の 4 において、無人航空機については、地表又は水面から 250m 以上（航空路内においては 150m 以上）の飛行が制限されているところ、当該規定を緩和する。
- 無人航空機の長距離飛行等を可能とするため、電波法令において、無人航空機が利用可能な周波数帯を拡大するとともに、出力制限を緩和する。

（２）自動走行

- 自動走行の公道実証実験について、一定の条件の下、道路交通法第 70 条に規定されている車両等の運転者に課されている安全操作履行義務等の適用を免除する。

（３）遠隔医療

- 中山間地域及び離島等医療機関へのアクセスが困難な地域以外においても、初診及び急性期の疾患に対しても、一定の場合は、医師の判断の下、遠隔診療が可能であることを明確化する。また、遠隔診療通知別表の慢性期疾患の対象が例示列举であることを明確化するとともに、テレビ電話を使用した遠隔診療も診療報酬の対象とする。
- 患者からの依頼があった場合、医師が処方せん原本を当該医療機関から調剤薬局にインターネット等で送信することで医薬品の交付を受けることを可能とする等、院外処方せんの電子化を先行実施する。
また、調剤した医薬品を患者に交付する際に、薬剤師がテレビ電話等で情報提供を行うとともに、民間事業者等の配達を可能とする。

（４）遠隔教育

- 中山間地域等の条件不利地域における子ども同士のコミュニケーションの円滑化等に資するため、地方創生を推進する観点から、義務教育においても、通信制の課程を設置可能であることを明確化するなど、ICT を活用した遠隔教育を可能とする。

国家戦略特別区域の概要（案）

(注) 【 】は、政策テーマ

I. 秋田県仙北市

【 「農林・医療ツーリズム」のための改革拠点 】

II. 宮城県仙台市

【 「女性活躍・社会起業」のための改革拠点 】

III. 愛知県

【 「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点 】

「農林・医療ツーリズム」のための改革拠点

林業経営や放牧に解放

- 農業生産法人の要件緩和



8割が林野

6割が国有林野

- 国有林野の民間開放
(貸付面積や貸付対象者の拡充)



無人飛行の実証



遭難者の捜索



火山監視



鳥獣被害対策などの
農林畜産分野の調査

観光地における
外国人医師による診療

- 単独の診療所での診察解禁

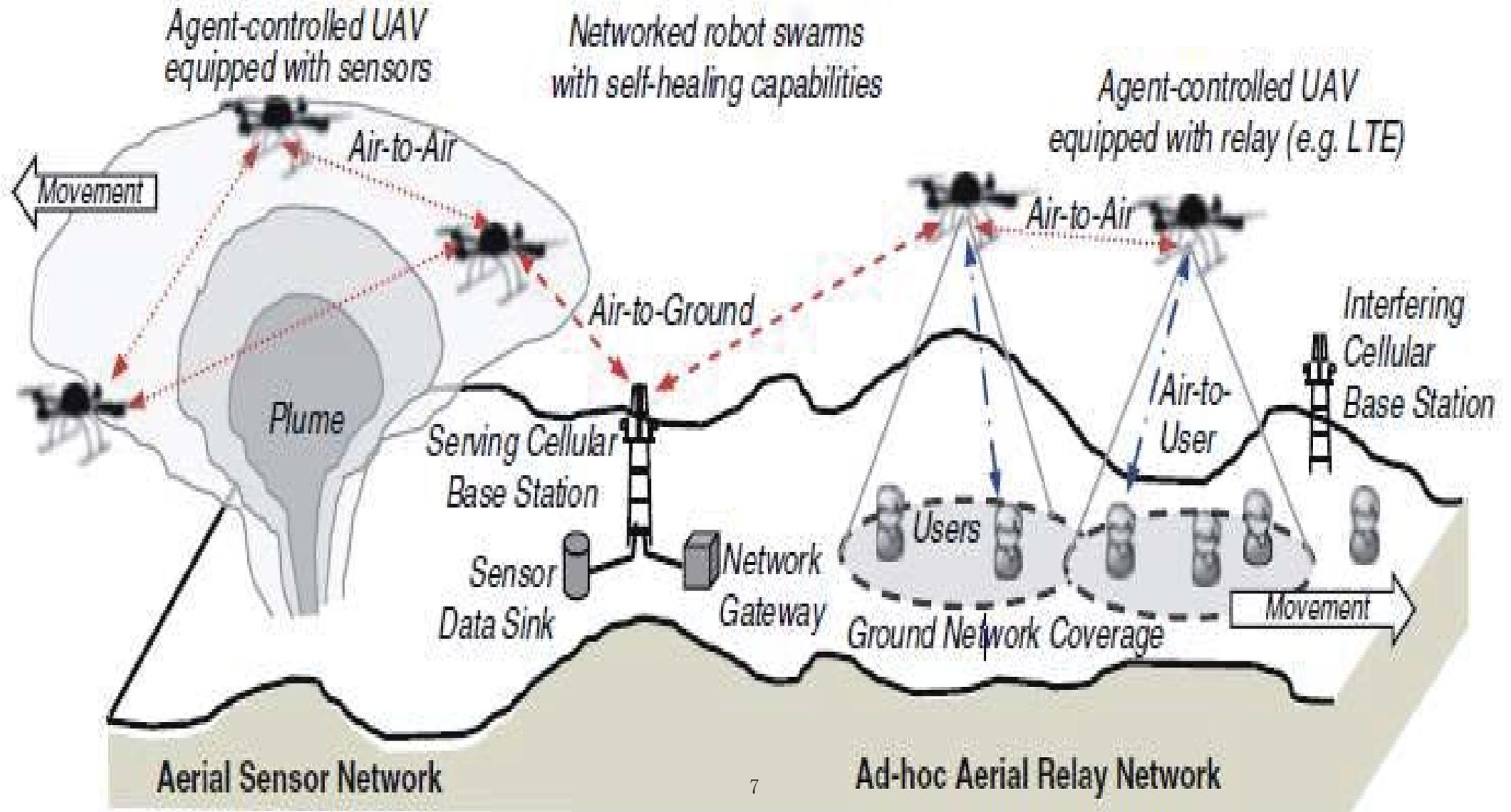


玉川温泉



直線距離10km程度の特区の必要性

飛行ロボットを核としたデータリンクネットワーク構築試験



愛知県

モノづくり・農業の産業強靱化 特区

「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

産業人材育成や自動走行等による 成長産業・先端技術の中核拠点の形成



公設民営学校設立等による
産業人材の育成・確保

自動車・航空宇宙等の
国内最大のモノづくり拠点

中部国際空港を活用し、 交流人口の増加に寄与



農業の所得向上と 成長分野への転換

- ・ 企業の農業への参入
- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消
- ・ 6次産業化の推進



- 農業委員会の市への業務移管
- 農業生産法人の役員要件の緩和
- 農業への信用保証の適用
- 農家レストランの設置

近未来技術実証特区 提案プロジェクト【愛知県】『無人飛行ロボット実証プロジェクト』

無人飛行ロボットは、災害地や農山村地域等の社会的課題解決や新ビジネス創出への期待がされているが、利用ニーズに合わせた更なる性能向上や安全性の克服などの解決すべき課題が残されていることや、電波法や航空法の規制により社会への普及が進展していない。

そこで、長時間飛行や高高度飛行などの**基本性能高度化実証**や消防車や人が近寄れない場所を想定した**火災消火活動**、獣害対策の負担軽減等を目指した**害獣捕獲・生態系調査**、自動走行車両用の地図作成など様々な場面での活用を実証し、新たなビジネスモデルの構築を目指す。

1 実証実験概要

(1) 基本性能高度化実証実験

- ・無線電波の最適条件を検証する実証実験
 - ・長時間飛行（1時間程度）や高度飛行（150m以上）の耐久性実験
 - ・携帯電話搭載によるリアルタイム映像送信
 - ・無人潜航ロボット、無人水上航行ロボットの性能実験 など
- ＜実験場所＞ 長久手市（愛・地球博記念公園及びその周辺）
蒲郡市（臨海部）

(2) 火災消火活動実証実験

- ・消火剤投下装置を搭載し、山火事等を想定した消火活動実験
- ＜実験場所＞ 尾張旭市（愛知県消防学校）

(3) 害獣捕獲・生態系調査支援実証実験

- ・撒き餌、監視、捕獲物搬送等の害獣対策負担軽減実験
 - ・疑似飛行による保護鳥獣の調査可能性実験
- ＜実験場所＞ 岡崎市（本宮山周辺）

(4) 自動走行地図作成実証実験

- ・自動走行地図を作成する簡易的方法実験
- ＜実験場所＞ 長久手市（愛・地球博記念公園及びその周辺）

※いずれも愛知県内のモノづくり企業が実施する予定。



消火活動用飛行ロボット

2 現行の課題

- ① 無人飛行ロボットで使用できる電波が限定されている（周波数 2.4GHz 帯、出力 10mW 以下）ため、受信距離が短い、地上で受信する画像が乱れる。
- ② 海外製品（主に米国）は、周波数 5.8GHz 帯を使用するものが多いが、国内では、その周波数帯は ETC 等の使用に割り当てられている。そのため、海外の優れた製品を国内で使用することができない。
- ③ 国内で使用する無線機器は技術基準適合証明が必要となるため、無線電波の最適条件を検証する実験を円滑に実施できない。
- ④ インターネットを介して操作及び映像送信が容易な携帯電話（陸上移動局）を無人飛行ロボットに搭載して実験することができない。
- ⑤ 広範囲な地形を撮影するに当たり、航空法により 150m以上の高さを飛行できない。



- 【提案措置】**
- ① [電波法] 周波数 2.4GHz 帯の高出力化(10mW 以上)
 - ② [電波法] 周波数 5.8GHz 帯の使用
 - ③ [電波法] 技術基準適合証明・認証の不要
 - ④ [電波法] 携帯電話の上空・水上の使用
 - ⑤ [航空法] 高度 150m以上の飛行

■ 実現による社会的・経済的効果

- 中山間地域等の社会的課題の解決
- モノづくり技術を活かした新たなサービスビジネスの創出
- 火災現場や山間地等、危険な現場での作業軽減
- 産業振興に資する無人飛行ロボット競技会の開催

総基電第87号
20150602製局第1号
国空安企第13号
平成27年6月2日

別記あて（各通）

総務省総合通信基盤局長 吉良 裕臣

経済産業省製造産業局長 黒田 篤郎

国土交通省航空局長 田村 明比古

小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について（要請）

本年4月22日に、首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を受け、政府は4月24日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進め、5月12日に「小型無人機に関する当面の取組方針」をとりまとめたところです。

これを踏まえ、小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について、下記のとおり要請いたします。

記

1. 電波法に係る周知について

小型無人機の操縦等のために無線設備を使用するに当たっては、電波法の規定を遵守していただく必要があります。電波法で定める技術基準に合致していない無線設備を使用したり、免許等の範囲を超えて無線局を運用するなどした場合、他の無線通信へ有害な影響を与えるだけでなく、電波法違反として刑罰の対象となるおそれがあります。

このため、その無線設備について技術基準適合証明等を取得するなどして技術基準に合致していることを確認すると共に、小型無人機の運用者に対して技術基準適合証明等を受けた無線設備の適正な利用を促すことを、貴会員関係各社等に周知するよう要請いたします。

2. 小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルール全体の骨子の周知について

「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子（平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ）」（別紙）については、今後、運用ルールの具体化に向けての指針となるものです。政府としては本骨子において関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取し、その意見を適切に反映させつつ、今国会にも必要な法案を取りまとめ、実施可能な点から段階的かつ早急に取り組を進めることとしています。

また、小型無人機の機体自体の把握や機能の確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した業務等については、関係者との十分な調整を図った上で、必

要な法整備を含めたルールの取りまとめを進めることとしています。民間関係者においても、小型無人機の運航の安全の確保、適切な利活用による新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便向上の観点から、本骨子を踏まえた先行的・自主的な取組が期待されていることから、貴会員関係各社等に周知し、取組を促していただけますようお願いいたします。

(※ 別紙として参考1を添付)

要請発出先の製造者・販売者・輸入者が加盟している団体

- ・ 日本産業用無人航空機協会 会長 細田 慶信
- ・ 一般社団法人日本UAS産業振興協議会 理事長 鈴木 真二
- ・ ミニサーバイヤーコンソーシアム 会長 野波 健蔵
- ・ 一般社団法人日本航空宇宙工業会 会長 釜 和明
- ・ 公益社団法人日本通信販売協会 会長 佐々木 迅
- ・ 公益社団法人リース事業協会 会長 佐藤 隆
- ・ 大手家電流通協会 会長 岡嶋 昇一
- ・ 全国電機商業組合連合会 会長 北原 國人
- ・ 一般社団法人日本玩具協会 会長 富山 幹太郎
- ・ 日本プラモデル工業協同組合 理事長 鈴木 恵太
- ・ 日本ラジコン模型工業会 会長 鈴木 明久

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の 周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案」要綱

一 目的

この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持に資することを目的とすること。(第1条関係)

二 定義

1 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいうこと。

(1) 国の重要な施設等として次に掲げる施設

- ① 国会議事堂、議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関の庁舎であつて東京都千代田区永田町1丁目又は2丁目に所在するもの
- ② 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸
- ③ 最高裁判所の庁舎であつて東京都千代田区隼町に所在するもの
- ④ 皇居及び御所であつて東京都港区元赤坂2丁目に所在するもの
- ⑤ 四1により対象政党事務所として指定された施設

(2) 五1により対象外国公館等として指定された施設

2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、1(1)①から④までに掲げる対象施設については三2により指定された地域をいい、1(1)⑤に掲げる対象施設については四2により指定された地域をいい、1(2)に掲げる対象施設については五2により指定された地域をいうこと。

3 この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他航空法第2条第1項に規定する航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいうこと。

(第2条関係)

三 国の所有する対象施設の敷地等の指定

1 次に掲げる者は、そのそれぞれに定める対象施設の敷地又は区域を指定しなければならないこと。

- ① 衆議院議長及び参議院議長 その所管に属する二 1 (1)①に掲げる対象施設の敷地（国会議事堂の敷地にあつては、その所管に属する部分に限る。）
 - ② 内閣総理大臣 二 1 (1)②に掲げる対象施設の敷地及び二 1 (1)④に掲げる対象施設の区域（一般の利用に供される区域を除く。）
 - ③ 最高裁判所長官 二 1 (1)③に掲げる対象施設の敷地
- 2 1に掲げる者は、1により対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。
- 3 1に掲げる者は、1の対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならないこと。
- （第3条関係）

四 対象政党事務所の指定等

- 1 総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の要請があつたときは、その主たる事務所を対象政党事務所として指定するものとする。この場合において、総務大臣は、併せて当該対象政党事務所の敷地を指定するものとする。
 - 2 総務大臣は、1により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するときは、当該対象政党事務所の敷地及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。
 - 3 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象政党事務所の名称、所在地及び敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならないこと。
- （第4条関係）

五 対象外国公館等の指定等

- 1 外務大臣は、大使館等、領事館等及び外国政府又は国際機関の事務所並びに外国要人の所在する場所のうち、一の目的に照らしその施設に対する小型無人機による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象外国公館等として指定することができる。この場合において、外務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するものとする。

2 外務大臣は、1により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するときは、当該対象外国公館等の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象外国公館等の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならないこと。

(第5条関係)

六 対象施設等の周知

国は、対象施設、対象施設の指定敷地等（三1、四1又は五1により指定された敷地及び区域をいう。以下六及び九1において同じ。）及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第6条関係)

七 対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止

1 何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならないこと。

2 1は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しないこと。

① 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空においてする小型無人機の飛行

② 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空においてする小型無人機の飛行

③ 国又は地方公共団体の業務を行うためにする小型無人機の飛行

3 2に掲げる小型無人機の飛行をしようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会に通報しなければならないこと。

(第7条関係)

八 対象施設の安全の確保のための措置

1 警察官は、七1又は七3に違反して小型無人機が飛行していると認められる場合には、当該小型無人機を飛行させている者に対し、当該小型無人機を対象施設

周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができること。

- 2 1の場合において、1による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は1の小型無人機の飛行をしている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、1の小型無人機の飛行の妨害又は破損その他の必要な措置をとることができること。
- 3 1及び2は、皇宮護衛官及び海上保安官の職務の執行について準用すること。
- 4 国又は地方公共団体は、2（3において準用する場合を含む。）による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（七1又は七3に違反して小型無人機を飛行させた者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないこと。

（第8条関係）

九 罰則

- 1 七1に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機を飛行させた者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。
- 2 八1による警察官の命令（八3において準用する八1による皇宮護衛官又は海上保安官の命令を含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

（第9条関係）

十 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。
- 2 国は、速やかに、防衛省、警察庁、海上保安庁等危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方のほか、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他所要の規定を整理すること。

（附則関係）